

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局 技術政策課長

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める
告示第 150 条の 2 及び第 228 条の 2 の規定の解釈について

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第
150 条の 2 及び第 228 条の 2 の規定の解釈について、別紙のとおりとしたので、
了知頂くとともに関係会員に対し周知方お願いします。

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車工業会会長 殿

国土交通省自動車局 技術政策課長

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める
告示第 150 条の 2 及び第 228 条の 2 の規定の解釈について

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第
150 条の 2 及び第 228 条の 2 の規定の解釈について、別紙のとおりとしたので、
了知頂くとともに関係会員に対し周知方お願いします。

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 31 日

日本自動車輸入組合理事長 殿

国土交通省自動車局 技術政策課長

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める
告示第 150 条の 2 及び第 228 条の 2 の規定の解釈について

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第
150 条の 2 及び第 228 条の 2 の規定の解釈について、別紙のとおりとしたの
で、了知頂くとともに関係会員に対し周知方お願いします。

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車車体工業会会長 殿

国土交通省自動車局 技術政策課長

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める
告示第 150 条の 2 及び第 228 条の 2 の規定の解釈について

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第
150 条の 2 及び第 228 条の 2 の規定の解釈について、別紙のとおりとしたの
で、了知頂くとともに関係会員に対し周知方お願いします。

道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
第 150 条の 2 及び第 228 条の 2 の規定の解釈について

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年 7 月運輸省令第 67 号）第 48 条並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年 7 月国土交通省告示第 619 号。以下、「細目告示」という。）第 150 条の 2 第 2 項及び第 228 条の 2 において、自動運行装置を備える自動車の機能、性能等に関する基準として、自動運行装置の機能を損なうおそれのある損傷について規定している。

当該規定は令和 2 年 4 月 1 日以降、自動運行装置を備える自動車に適用されるが、自動運行装置はその機能の多くが ECU 等車両内部の部品に依存するものであること等に鑑み、下記により取り扱うこととしたので、よろしくお取りはからい願いたい。

なお、当該取扱いは、自動運行装置に関する技術開発の進展及び国際基準の動向並びに検査手法の高度化（OBD 検査の導入等）により、今後変更があり得ることを申し添える。

記

細目告示第 150 条の 2 第 2 項及び第 228 条の 2 第 1 号に規定する「自動運行装置の機能を損なうおそれのある損傷等」については、特に指示をする場合を除き、衝突被害軽減制動制御装置にも使用される前方検知のためのミリ波レーダー等の装着部分について、大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷の有無を確認するものとする。

以上